児童養護施設退所者等自立支援資金 貸付制度の概要

1 目的

この制度は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」という。)に入所中の者及びこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホーム(以下「里親等」という。)に委託中の者及び委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に自立支援資金を貸し付けることにより、生活基盤を安定させ、円滑な自立を支援することを目的とします。

2 貸付対象

(1) 進学者

進学を機に茨城県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法124条に規定する専修学校等(以下「大学等」といいます。)に在学する者です。

なお、措置延長等により、大学等の在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者も含まれます。

(2) 就職者

就職を機に児童養護施設等を<u>退所又は里親等の委託解除後2年以内</u>にある者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者で<u>就職している者</u>です。

なお、措置延長等により、就職している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者も含まれます。

(3) 資格取得希望者

児童養護施設等に入所中若しくは里親等へ委託中の者**又は児童養護施設等を退 所した者若しくは里親等の委託を解除された者(5年以内にある者)**であって 就職に必要な資格の取得を希望する者(以下「資格取得希望者」といいます。) です。

- ※申請は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまで の間、貸付の申請を行うことができます。
- ※児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事中により貸付の申請を行うこともでき

ます。

※生活支援費、家賃支援費、資格取得費の貸付については、申請はそれぞれ1回までです。

3 貸付期間・貸付額(無利子)

	貸付期間	貸付額	
	(1) (1) (1)	生活支援費	家賃支援費
進学者	大学等に在学する期間 (正規の修学期間内)	月額5万円以内	1か月あたりの家賃 相当額
就職者	退所又は委託解除後2年 までの就労している期間	_	(管理費及び共益費含む) ※居住地域における生 活保護制度上の住宅扶 助額が上限
資格取得 希望者	1人1回限り	資格取得に要する費用の実費 (上限25万円)	

【住宅扶助(家賃・間代等)の限度額】(令和3年度茨城県内)

等級地	市町村名	住宅扶助の額	
2級地	水戸市、日立市、土浦市、古河	35,400円	
	市、取手市		
3級地	上記2級地以外の市町村	34,000円	

※ 制度改正等により金額は変動することがあります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況に ある方は最長12か月貸付額の増額等が可能です。詳しくは問合せください。

〇進学者の場合(例:アルバイト休業等により収入が減となった など) 生活支援費 月額8万円以内(月額5万円の貸付を受けている場合は3万円) *貸付期間は、大学等に在学する期間のうち12か月以内

〇就職者の場合(例:内定取消や休業等により収入が減少となった など)

生活支援費 月額8万円以内

貸付期間は、12か月以内

家賃支援費家賃相当額(居住地における生活保護制度上の住宅扶助額が上限)

退所又は委託解除後から求職期間を含む3年を限度として就労

している期間(貸付期間を2年から3年に延長)

4 連帯保証人

貸付申請の際、連帯保証人を1名たてて下さい。連帯保証人が見つからない場合は、 児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等の提出に より、申請は可能です。

5 貸付金の申請

(1) 利用計画を立てる(相談)

入所している(又は退所した)児童養護施設等又は里親と自立に向けた生活についてよく相談し、貸付金の利用計画等を立て、申請するかどうか決めてください。児童養護施設等又は里親の皆様は、円滑に自立が図れるよう貸付金の利用方法や退所(又は委託解除)後の支援体制等についてご検討ください。

申請を希望する方には、申請者及び児童養護施設等又は里親の皆様に対して、個別に相談会を実施し、申請の手続きや貸付制度の概要等についてご説明いたします。

(2) 申請手続き

- ① 貸付希望者(以下「申請者」という。)は、自立支援資金貸付申請書(第1号様式)ほか必要な書類を全て揃え児童養護施設等長へ提出してください。
- ② 児童養護施設等長は、推薦書(第2号様式)を作成し、申請者が提出した書類等とあわせて、茨城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)あて定められた期間に提出してください。

6 貸付決定・貸付契約

- (1) 県社協において、申請内容を審査し貸付の可否を決定し申請者に通知します。
- (2) 貸付決定後、申請者と県社協において貸付契約を締結します。貸付決定通知とともに自立支援資金借用証書(第5号様式)、振込口座申込書(別様式)等を送付しますので、必要事項を記入し県社協へ提出してください。

契約後の手続き等については、個別の説明会又は電話、郵便等により行います。

貸付契約に必要なもの

- ① 申請者本人の実印及び印鑑登録証明書
- ② 貸付金を送金するための金融機関口座
- ③ 連帯保証人(法定代理人)の署名・捺印 (③については申請時に連帯保証人が署名・捺印した者のみ)

7 貸付金の交付

- (1) 生活支援費及び家賃支援費
 - ① 交付の時期
 - ・原則として年に4回(毎回月額3ヶ月分ごと)指定の口座に振り込みます。
 (4月下旬:4~6月分、7月下旬:7~9月分、10月下旬:10~12月分、1月下旬:1~3月分)
 - ※ ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。
 - ② 交付に必要な手続き
 - ・ 貸付金の交付前に、毎回、貸付要件を満たしているかどうか、児童養護施 設等を通じて確認します。
 - 年に一回、申請者本人が行う手続きもあります。手続きが完了してから貸付金を交付します。
- (2) 資格取得支援費
 - ・ 交付の時期 貸付契約締結後、一括して指定の口座に振込みます。

8 貸付契約の解除

貸付の決定または貸付金の交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- (1) 貸付を受けることを辞退したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 退学又は退職したとき

9 貸付金の返還

- (1) 次のいずれかに該当する場合、それぞれの事由が発生した日の属する月の翌月から、県社協で別に定める期間(返還猶予されたときはこの期間と当該猶予期間を合算した期間)内に貸付金を返還することとなります。
 - ア 貸付契約が解除されたとき
 - イ 進学者が大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
 - ウ 資格取得希望者が、資格を取得する見込みがなくなったとき

- エ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により就業を継続することが できなくなったとき
- (2) 返還の方法は、月賦、半年賦の均等払い又は一括払いのいずれかの方法により 金融機関から納付していただきます。
- (3) 正当な理由がなく、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年3.0%の延滞利子が生じます。

10 貸付金の返還免除

(1) 進学者

- ① 次のいずれかに該当する時は貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 大学等を卒業後1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- ② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。 大学等を卒業後1年以内に就職し、自立支援資金の貸し付けを受けた期間に 相当する期間以上就業を継続したとき

(2) 就職者

- ① 次のいずれかに該当する時は貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
- ② 次の場合は、貸付金の一部を返還免除することができます。 自立支援資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間以上就業を継続したとき
- (3) 資格取得希望者
- 次のいずれかに該当する時は貸付金の全額を返還免除することができます。
 - ア 就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき
 - イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき
 - ウ 大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職しかつ2年間引き続き就業を継続したとき
- ② 次の場合は貸付金の返還の一部免除することができます。 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

11 借入の相談から貸付金の交付までの流れ

相談

施設等の担当職員に、貸付を希望する状況を相談してください。 申請手続きを希望する方に対して、県社協担当者が個別に相談を実施し申請の手続きや貸付制度の概要等についてご説明いたします。

申請書の提出

申請者は、申請に必要な書類等を作成し施設等を通して県社協へ提出してください。

※ 募集期限がありますので注意してください。

審 杳

1

県社協において、貸付の可否について審査します。

※ 審査は1か月程度の期間がかかります。 (書類の不備等がない場合)

貸付決定

1

貸付の可否については、申請者、連帯保証人、施設等に郵送で 通知します。

※ 審査の結果により貸付できない場合があります。

貸付契約

契約に必要な借用書、振込口座を記入する書類等を郵送します。 借用書に署名捺印のうえ印紙を貼付し、振込口座の届出を添えて県社協へ提出し、貸付契約を締結します。

. 貸付金の交付

契約締結後、貸付金を指定口座に送金します。 なお、生活支援費、家賃支援費については、3か月毎の送金と なります。

継続手続き

契約期間中、在学証明書、雇用証明書などを提出して頂きます。

- ※ 氏名・住所変更など状況が変わった場合には、届け出が必要です。
- ※ 退学した場合は契約解除になります。

Q & A

Q 1. 申込みはどのようにするのですか。

A. 児童養護施設、自立援助ホーム、里親さん等を通して、定められた期間内に申請してください。

Q 2. 親権者からの同意及び連帯保証人は必要か。

A. 18歳以上であれば、親権者等の同意は不要です。 連帯保証人がどうしても見つからない場合は、連帯保証人なしでも、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等の提出により申請は可能です。

Q 3. 令和 5 年3月末に措置解除(退所・解除)されるが申請はできるか。

A. 出来ません。令和5年度の申請の際に申し出てください。 ただし、資格取得希望の場合は、就職予定者に限り申請できます。

Q 4、貸付はどの期間受けられるか。

A. 進学者は、措置(委託)解除後、申請月から在学期間中です。就職者は、措置(委託)解除後2年までの期間となりますが、貸付開始時期は申請月からになります。 なお、申請は、申請受付期間(第1期4/7~5/6・第2期9/1~9/22・第3期12/1~2/3)に行ってください。

Q 5. 日本学生支援機構の奨学金や民間団体が実施する各種奨学金との 併用は可能か、また、茨城県の奨学金制度を利用しているが申請で きますか。

A. 申請できます。ただし、自動車運転免許取得のため資格取得支援費の貸付を申請する際、県の補助金(自動車運転免許取得助成金)の交付を受けている方については、その補助金を差し引いた貸付金(上限は25万円)をお貸しします。

Q 6. 申請すれば必ず貸付してもらえますか。

A. 貸付を決定するには審査がありますので、貸付できない場合もあります。

Q & A

- Q 7. 資格取得貸付について、どのような資格が貸付の対象になるのか。
 - A. 就職に必要な資格が対象です。原則として厚生労働大臣指定教育訓練講座として指定された資格及び検定を対象とします。

(資格例) 自動車運転免許証、簿記検定、実用外国語技能検定 ほか

- Q 8. 大学卒業後、大学院に入学した場合の期間は貸付の対象となるのか。
 - A. 大学院に入学した場合は、貸付の対象になりません。
- Q 9. 進学していたが、途中で退学し就職したので、家賃支援費の貸付を 受けることは出来ますか。
 - A. 対象になりません。進学を機に退所又は委託解除、就職を機に退所又は委託解除になった方に限ります。
- Q10. 返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間」の起算点は? A. 就職した月を起算点とします。
- Q11. 返還免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」 とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。
 - A. 就業の考え方については、以下のとおりです。
 - ① 勤務先1か所について、1週間の所定労働時間が20時間以上とします。
 - ② 1日当たりの労働時間については、特段の定めはありません。
- Q12. 貸付金については利子が付くのか。
 - A. 無利子です。ただし、返還となった場合、期間内に返還がないと、返還すべき貸付金に対して年3パーセントの延滞利子が生じます。
- Q13. 借り受け中に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したので、新型コロナ感染症の拡充の貸付を申請することができますか。
 - A. 収入の減少の状況について、確認する必要があります。ご相談ください。
- Q14. 新型コロナウイルス感染症の影響はないが、これから影響があると思うので、新型コロナ感染症の拡充の貸付を申請することができますか。
 - A. 影響があった場合は、ご相談ください。

令和 4 年度 児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付申請者 募集要項

令和 4 年度児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請者募集要項

1 申請受付期間 退所又は委託解除後の申請が原則となります。

(資格取得支援費は、入所又は委託中でも可。)

進学•就職貸付 希望者	 ① 第1期(令和4年2月・3月・4月から貸付を希望する者) 令和 4年 4月 7日(木)~ 令和 4年 5月 6日(金)【必着】 ② 第2期(令和4年5月・6月・7月・8月・9月から貸付を希望する者) 令和 4年 9月 1日(木)~ 令和 4年 9月22日(木)【必着】 ③ 第3期(令和4年10月・11月・12月・令和5年1月から貸付を希望する者) 令和 4年12月 1日(木)~ 令和 5年2月3日(金)【必着】
資格取得支援費 貸付希望者	令和 4年 4月 7日(木)~ 令和 5年 2月 3日(金)の間 随時受付【必着】
新型コロナ感染 症の影響を受け た進学者・就職者 の貸付希望者	令和 4年 4月 7日(木)~ 令和 5年 2月 3日(金)の間 随時受付【必着】

- ※上記の申請期間のほか生活環境等の変化により貸付が必要となった時は、ご相談ください。
- ※申請は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、 貸付の申請を行うことができます。
- ※児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできます。
- ※生活支援費、家賃支援費、資格取得費の貸付の申請は、それぞれ1回までです。

2 生活支援費及び家賃支援費の貸付対象者と貸付額、貸付期間

	生活支援費:50,000円(月額)以	
進学者	内	在学中 (正規の履修期間)
	家賃支援費:居住地域の住宅扶助費相当	
		退所又は委託解除後から 2 年
就職者	家賃支援費:居住地域の住宅扶助費相当	を限度として就労している期
		間

3 資格取得支援費の貸付対象者と貸付額、貸付期間等

• 貸付対象者

- ① 令和4年4月から令和5年3月末日までの間、茨城県内の児童養護施設等に入所中又は里親等委託中の者で就職に必要な資格の取得を希望する者
- ② 児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託の解除後5年以内にある者
- 貸付額 資格取得に要する費用の実費(上限25万円)
- ・貸付期間 1人1回限り
- 貸付時期 資格取得(免許取得等)確認後に交付の手続きを開始します。

4 新型コロナ感染症の影響を受けた貸付対象者と貸付額、貸付期間

進学者	新型コロナ感染症の 影響によるアルバイ ト休業等により収入 が減少し、経済的に 厳しい状況にある者	生活支援費	 貸付期間 大学等に在学する期間のうち 12か月以内 貸付額 8万円以内(生活支援費を受給してる場合は、3万円が増額となります。)
	新型コロナウイルス の影響による内定取	生活支援費	貸付期間 12か月以内貸付額 8万円以内
就職者 消しや休業等により、収入が減少し経済的に厳しい状況にある者	家賃支援費	 貸付期間 退所又は委託解除後から求職 期間を含む 3 年を限度とし て、就労している期間 貸付額 居住地域における生活保護制 度上の住宅扶助額(上限) 	

5 申請手続きと提出書類等

P12~P13の【別表】申請に必要な書類等一覧で提出書類を確認し、児童養護施設等の長又は里親等をとおして、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

【別表】貸付申等一覧

	提出書類	様式等	留意事項・添付書類等		
	① 申請チェックリスト	_	・申請に必要な書類が揃っているか確認し、必ずチェック リストも提出すること。		
	② 自立支援資金貸付申請書	第1号 様式	・申請者本人が自筆で記入すること。・連帯保証人の欄も申請者が記入する。※どうしても見つからない場合は、連帯保証人なしでも申請可能(下記、ア、イ、ウ参照)(所得証明書、印鑑登録証明書添付)		
	③ 推薦書	第2号 様式	・児童養護施設等の長又は里親等が作成 ※連帯保証人が立てられない場合は備考欄にその理由を記載。		
	④ 申請者の住民票謄本	_	・申請者の住民票謄本(3か月以内に発行された世帯主・ 続柄記載のあるもの) ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要		
	⑤ 課税(非課税)証明書等		・申請者及び住民票謄本に記載された18才以上の世帯 員の直近の県民税市町村民税課税額が確認できる市町 村が発行する証明書(3か月以内に発行された所得の種 類・額、市町村県民税状況が記載されたもの)		
申請者へ	⑥ 措置解除または委託解除通知の写し/資格取得希望者の場合は措置(委託)通知の写し		・ 児童相談所長が発行した通知の写しを添付		
全員	⑦ 他の奨学金・修学資金 等の貸付金がある者	_	・奨学金・貸付金の内容等を確認できる書類を添付すること。		
	※連帯保証人がたっ	てられない	場合は、次のア・イ・ウのいずれかを添付		
	ア 「保護者等からの経済 的な支援が見込まれな い者であることの意見 書」	別記様式			
	イ 大学進学等自立生活支 度費特別基準申請書の 写し	_	児童相談所長の意見が記載され、 <u>児童相談所長印</u> が 押印されているもの		
	ウ 就職支度費特別基準申 請書の写し	_			
	⑧児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付事業 における個人情報の取 り扱いについて				

進学者	⑧在学証明書及び学生証の写し	_	・在学する大学等が発行する在学証明書(原本)と学生証のコピー
(A)	⑨家賃額が確認できる書類	_	・家賃額が確認できる書類(契約書等の写)
就職者	⑩雇用証明書	第3号様式	・勤務先において作成 ※事業所等の代表者印が押印されているもの
	①家賃額が確認できる書類	_	・家賃額が確認できる書類(契約書等の写)
資格取得	②資格取得に要する経費が 確認できる書類	_	・資格取得に要する経費が記載された見積書、領収書等・既に取得した資格の場合は証書等の写し
希望者	¹³ 特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の 写し等	_	・該当者は加算額がわかる書類の写し

新型コロナ感染症の影響を受ける申請者は、上記の必要書類の他に、下

進学者	○新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により、収入の減少状況の前後が 分かるアルバイト料の明細書又は振り込みが分かる預金通帳の写し等
就職者	○新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消や休業等が分かる書類の写し等○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける収入の前後の状況が分かる明細書又は振り込みが分かる預金通帳の写し等

記の書類等を添付してください。

上記、明細書や振り込みの通帳又は内定取消しや休業等に関する書類がない場合に限り、下記の書類を送付してください。

収入の減少状況に関する申立書	別記様式	進学者・就職者共通
----------------	------	-----------

6 問合せ及び書類の提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材 • 研修部(人材自立育成担当)

(所在地) **〒**310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館3階

(電話番号) 029-350-8366

※平日午前9時から12時、午後1時から5時まで